

2023年4月1日

外来患者さんへ

後発医薬品の使用推進の観点から、一般名処方の記載が推奨されています。また昨今の後発医薬品の供給不足も踏まえ、当院においても2022年10月より、原則一般名処方の記載となりました。ただし 医師が医薬品名を指定して処方する場合や後発医薬品が存在しないお薬は例外となります。

処方箋に記載されている【般】の文字がついたお薬が一般名処方薬となり、患者さんご自身が調剤薬局にて先発医薬品または後発医薬品（ジェネリック医薬品）を選択できます。一般名処方により薬局では患者さんの同意のもと、製薬会社・先発医薬品・後発医薬品に関わらず柔軟に調剤が可能となり医薬品の偏在を解消することが期待できます。

ご理解ご協力の程お願いいたします。

【一般名処方とは】

一般名処方とは商品名や会社名を指定せず、「お薬の有効成分の名前（一般名）」のみで処方を行うことをいいます。

例) 【般】ロキソプロフェンナトリウム錠60mg 3錠 分3 毎食後

複十字病院 院長